

社会福祉法人晋栄福社会  
 ナーシングホーム智鳥  
 短期入所生活介護(ショートステイ)  
 料金表(日額)



※料金表の額につきましては、令和6年4月1日時点の表記です。

介護保険料 第4段階以上	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費(1割)	¥865	¥946	¥1,036	¥1,121	¥1,204
居住費	¥2,800				
食費	¥1,600				
合計金額 (負担割合 1割)	¥5,265	¥5,346	¥5,436	¥5,521	¥5,604
合計金額 (負担割合 2割)	¥6,129	¥6,291	¥6,471	¥6,642	¥6,807
合計金額 (負担割合 3割)	¥6,993	¥7,237	¥7,506	¥7,763	¥8,010
介護保険負担限度額認定 第3段階 ②	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥865	¥946	¥1,036	¥1,121	¥1,204
居住費	¥1,310				
食費	¥1,300				
合計金額 (負担割合 1割)	¥3,475	¥3,556	¥3,646	¥3,731	¥3,814
介護保険負担限度額認定 第3段階 ①	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥865	¥946	¥1,036	¥1,121	¥1,204
居住費	¥1,310				
食費	¥1,000				
合計金額 (負担割合 1割)	¥3,175	¥3,256	¥3,346	¥3,431	¥3,514
介護保険負担限度額認定 第2段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥865	¥946	¥1,036	¥1,121	¥1,204
居住費	¥820				
食費	¥600				
合計金額 (負担割合 1割)	¥2,285	¥2,366	¥2,456	¥2,541	¥2,624
介護保険負担限度額認定 第1段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	¥865	¥946	¥1,036	¥1,121	¥1,204
居住費	¥820				
食費	¥300				
合計金額 (負担割合 1割)	¥1,985	¥2,066	¥2,156	¥2,241	¥2,324

**ご利用料金は、介護サービス費・居住費・食費の合計額が基本的な料金となります。**

●居住費や食費は所得の状況によりいくつかの段階に分かれます。どの段階の所得状況に該当するかは最終的には市区町村が決定します。該当される方は市町村担当課で「介護保険負担限度額認定証」を申請してください。

●介護保険自己負担額は、介護保険制度の改定により変更された場合は、それに応じて変更することとなります。

●介護保険自己負担額には、所得に応じて月々の負担の上限が設定されています。

●医療費(診療費・薬剤費・歯科診療費)や理美容代などは別途ご負担いただくこととなります。

●介護保険自己負担分(料金表)の中には、各種加算が算定されています。個別で算定対象の方については別途加算を算定します。また、職員体制等により新たに加算を算定させていただく場合がございます。

・送迎加算(184単位/片道) ・若年性認知症利用者受入加算 (120単位/日)

・緊急短期入所受入加算(90単位/1日【7日間を限度】)

・短期生活個別機能訓練加算(56単位/1日)

・短期生活長期利用者提供減算(31日～60日 -30単位/1日)

・短期生活長期利用者提供減算(61日～ -32単位/1日)

・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/1日)

・口腔連携強化加算 (50単位/回) ・看取り連携体制加算 (64単位/日)

・短期生活処遇改善加算Ⅰ(所定単位数の83/1000加算/1月)

・短期生活特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数の27/1000加算/1月)

・短期生活ベースアップ等支援加算(所定単位数の16/1000加算/1月)

**食費・居住費(滞在費)の負担軽減の判定基準について**

利用者負担段階	対象者	
介護保険負担限度額認定	所得などの条件	預貯金などの条件
第4段階	* 上記に該当していない方(負担限度額認定証をお持ちでない方)	
第3段階②	* 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額(遺族年金、障害年金など)と合計所得金額の合計額が120万円超の方	* 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円以下(夫婦は合計1500万円以下)
第3段階①	* 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額(遺族年金、障害年金など)と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	* 預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円以下(夫婦は合計1550万円以下)
第2段階	* 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額、非課税年金収入額(遺族年金、障害年金など)と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	* 預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円以下(夫婦は合計1650万円以下)
第1段階	* 生活保護受給者 * 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	* 預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円以下(夫婦は合計2000万円以下)